



# 宮 崎 県 公 報

平成27年10月1日（木曜日）号外 第41号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

### 条 例

- 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例……（総務課） 2  
○職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用

- に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） 4  
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 5  
○宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例（危機管理課） 5  
○宮崎県がん対策審議会条例……………（健康増進課） 7  
○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正  
する条例……………（水産政策課） 8

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、平成28年1月1日から施行することとしました。

### ◎ 職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
法人県民税法人税割の超過課税措置について適用期限を5年間延長するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、平成28年2月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
災害対策基本法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県がん対策審議会条例（条例第42号）

- 1 制定の理由及び主な内容  
宮崎県におけるがん対策の効果的な推進を図るため、宮崎県がん対策審議会を設置することとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
うなぎ稚魚の取扱いに係る登録に関し、内水面漁業の振興に関する法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者を登録拒否の対象とするため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第38号

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(オンライン結合による提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>6 この条例において「保有特定個人情報」とは、特定個人情報をその内容に含む保有個人情報をいう。</u></p> <p><u>7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報であって、実施機関が保有し、又は保有しようとするものをいう。</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報（<u>保有特定個人情報を除く。以下この条、第11条及び第27条第1項において同じ。</u>）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 [略]</p> <p><u>（保有特定個人情報の利用及び提供の制限）</u></p> <p>第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために、保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。第4項において同じ。）を当該実施機関の内部において利用することができる。ただし、利用目的以外の目的のために利用することによって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p><u>4 前条第3項及び第4項の規定は、保有特定個人情報について準用する。</u></p> <p>(オンライン結合による提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情</p>

報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報<sup>（「個人情報」として定義する。）</sup>を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(開示請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第16条 [略]

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 [略]

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人から開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者又は当該成年被後見人の利益に反するおそれがある情報

(事案の移送)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 [略]

(保有個人情報の提供先への通知)

第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定

報機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(開示請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）をいう。以下同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第16条 [略]

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 [略]

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 第15条第2項の規定により本人に代わって代理人から開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該本人の利益に反するおそれがある情報

(事案の移送)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。第35条第1項並びに第37条第1項及び第3項において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 [略]

(保有個人情報の提供先への通知)

第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定

める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 7 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 9 条第 1 項及び第 2 項又は第 10 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2・3 [略]  
(設置等)

第 46 条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1)・(2) [略]

(3) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9 第 2 項に規定する事項について調査審議し、及び知事に建議すること。

2 [略]

める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 7 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に違反して収集されたものであるとき、第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 9 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条の 2 第 3 項又は第 10 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2・3 [略]  
(設置等)

第 46 条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1)・(2) [略]

(3) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 40 第 2 項に規定する事項について調査審議し、及び知事に建議すること。

(4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定により、実施機関に意見を述べること。

2 [略]

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条に 3 項を加える改正規定、第 9 条第 3 項、第 10 条及び第 15 条第 1 項の改正規定並びに第 46 条第 1 項の改正規定（同項に 1 号を加える部分に限る。） 公布の日
- (2) 第 9 条の次に 1 条を加える改正規定（第 9 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 46 条第 1 項の改正規定（同項第 3 号に係る部分に限る。） 平成 27 年 10 月 5 日
- (3) 第 9 条の次に 1 条を加える改正規定（第 9 条の 2 第 2 項中情報提供等記録に係る部分に限る。）並びに第 23 条及び第 36 条の改正規定 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 39 号

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)	(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)
第 3 条 [略]	第 3 条 [略]
2 前項に規定する者のうち、傷病（ <u>地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。</u> 次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第 12 条第 1 項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該	2 前項に規定する者のうち、傷病（ <u>厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。</u> 次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第 12 条第 1 項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該

当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) [略]

きは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) [略]

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の再任用に関する条例（平成13年宮崎県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日等)</p> <p>2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）附則第18条の 2 第 1 項第 1 号に規定する特定警察職員等（附則第 5 項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年 4 月 1 日から、法第28条の 4 及び第28条の 5 並びにこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。</p>	<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日等)</p> <p>2 厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する特定警察職員等（附則第 5 項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年 4 月 1 日から、法第28条の 4 及び第28条の 5 並びにこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第40号

##### 宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (法人の県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第 6 条 昭和51年 2 月 1 日から平成28年 1 月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の 4 とする。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>附 則 (法人の県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第 6 条 昭和51年 2 月 1 日から平成33年 1 月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の 4 とする。</p> <p>2～6 [略]</p>

附 則

この条例は、平成28年 2 月 1 日から施行する。

宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第41号

##### 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例

宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等で災害時に特別な援護を要する者をいう。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) ハザードマップ 災害を予測し、災害発生地点、被害の拡大範囲及び程度、避難経路、避難地及び避難所等の情報を地図に表した物をいう。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(市町村の役割)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 要配慮者 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等で災害時に特に配慮を要する者をいう。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) ハザードマップ 災害を予測し、災害発生地点、被害の拡大範囲及び程度、避難経路、避難場所及び避難所等の情報を地図に表した物をいう。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(市町村の役割)</p>

第 4 条 [略]  
 2～4 [略]  
 5 市町村は、災害時要援護者について、日常からの見守り、被害軽減対策を進めるとともに、避難誘導、介助その他の避難時の困難を軽減する対策を講ずるよう努めるものとする。  
 6 [略]  
 (県民の責務)  
 第 5 条 [略]  
 2 [略]  
 3 県民は、災害が発生したときに備え、自己の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めるものとする。  
 (1)～(4) [略]  
 (5) ハザードマップ等による避難地及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法の確認  
 (6)・(7) [略]  
 4 県民は、災害が発生した場合においては、災害時要援護者について、地域で相互に協力しながら避難誘導、介助等を行うよう努めるものとする。  
 5 [略]  
 (事業者の責務)  
 第 6 条 [略]  
 2・3 [略]  
 4 事業者は、災害が発生したときに備え、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めるものとする。  
 (1)～(5) [略]  
 (6) ハザードマップ等による避難地及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法の確認  
 (7) [略]  
 5 [略]  
 (自主防災組織の役割)  
 第 7 条 [略]  
 2 [略]  
 3 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、県、市町村、防災関係機関及び災害時要援護者団体に関わる団体と連携しながら、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。  
 (広域的避難等)  
 第 13 条 [略]  
 2 県は、広域的な避難を確保するため市町村があらかじめ指定した避難地及び避難所について、広域的な誘導方法を確立できるよう支援するものとする。  
 3 [略]  
 (災害時要援護者に対する避難誘導等)  
 第 14 条 県は、市町村、自主防災組織等が実施する災害時要援護者に対する避難誘導、介助その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。  
 2 市町村は、災害が発生した場合に備え、福祉避難所(災害時要援護者であって避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。)の指定に努めるものとする。  
 (応急仮設住宅の供与)  
 第 27 条 知事は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 23 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅の供与を行うときは、市町村と

第 4 条 [略]  
 2～4 [略]  
 5 市町村は、要配慮者について、日常からの見守り、被害軽減対策を進めるとともに、避難誘導、介助その他の避難時の困難を軽減する対策を講ずるよう努めるものとする。  
 6 [略]  
 (県民の責務)  
 第 5 条 [略]  
 2 [略]  
 3 県民は、災害が発生したときに備え、自己の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めるものとする。  
 (1)～(4) [略]  
 (5) ハザードマップ等による避難場所及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法の確認  
 (6)・(7) [略]  
 4 県民は、災害が発生した場合においては、要配慮者について、地域で相互に協力しながら避難誘導、介助等を行うよう努めるものとする。  
 5 [略]  
 (事業者の責務)  
 第 6 条 [略]  
 2・3 [略]  
 4 事業者は、災害が発生したときに備え、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めるものとする。  
 (1)～(5) [略]  
 (6) ハザードマップ等による避難場所及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法の確認  
 (7) [略]  
 5 [略]  
 (自主防災組織の役割)  
 第 7 条 [略]  
 2 [略]  
 3 自主防災組織は、要配慮者の避難等の支援を円滑に行うため、県、市町村、防災関係機関及び要配慮者に関わる団体と連携しながら、あらかじめ地域における要配慮者に関する情報を把握するよう努めるものとする。  
 (広域的避難等)  
 第 13 条 [略]  
 2 県は、広域的な避難を確保するため市町村があらかじめ指定した避難場所及び避難所について、広域的な誘導方法を確立できるよう支援するものとする。  
 3 [略]  
 (要配慮者に対する避難誘導等)  
 第 14 条 県は、市町村、自主防災組織等が実施する要配慮者に対する避難誘導、介助その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。  
 2 市町村は、災害が発生した場合に備え、福祉避難所(要配慮者であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。)の指定に努めるものとする。  
 (応急仮設住宅の供与)  
 第 27 条 知事は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 4 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅の供与を行うときは、市町村と

連携してこれを行うものとする。

(避難所の運営体制等)

第33条 県は、市町村が行う避難地及び避難所の確保を支援するものとする。

2・3 [略]

(津波からの避難)

第48条 市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の選定、避難経路の確保その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、その実施のために必要な支援を行うものとする。

2 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民等は、津波に関する予報が発表された場合又は津波による被害の発生が予想される場合において、高台その他の津波による被害の発生が予想される区域以外の場所へ直ちに避難するものとする。

連携してこれを行うものとする。

(避難所の運営体制等)

第33条 県は、市町村が行う避難場所及び避難所の確保を支援するものとする。

2・3 [略]

(津波からの避難)

第48条 市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所及び避難経路の確保その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、その実施のために必要な支援を行うものとする。

2 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民等は、津波に関する予報が発表された場合又は津波による被害の発生が予想される場合において、避難場所又は津波による被害の発生が予想される区域以外の場所へ直ちに避難するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県がん対策審議会条例をここに公布する。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第42号

##### 宮崎県がん対策審議会条例

(設置)

第1条 がん対策の総合的な推進に関する事項を審議するため、宮崎県がん対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。  
(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 宮崎県がん対策推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づく知事の諮問を要する事項に関すること。
- (3) その他宮崎県のがん対策に係る重要な事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) がん、がん医療、がん検診又はがんの予防に関する学識経験のある者
- (2) 個人情報保護の保護に関する学識経験のある者
- (3) がん医療又はがん検診を受ける立場にある者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、審議会が付託した事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第43号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成 7 年宮崎県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（登録の拒否）</p> <p>第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） この条例、漁業法（昭和24年法律第 267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第 313号）、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第 228号）、宮崎県内水面漁業調整規則若しくは宮崎県漁業調整規則の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第 45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第 60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者</p> <p>（4）～（8） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） この条例、漁業法（昭和24年法律第 267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第 313号）、<u>内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第 103号）</u>、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第 228号）、宮崎県内水面漁業調整規則若しくは宮崎県漁業調整規則の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第 45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第 60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者</p> <p>（4）～（8） [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。